

平成 29 年 4 月介護報酬改定対応のお知らせ

平成 29 年 4 月の介護報酬改定で、処遇改善加算と総合事業の介護予防ケアマネジメント費について変更がありました。詳細は以下をご確認ください。

《改定内容①》 処遇改善加算の拡充について

- ・従来の 4 区分(加算 I・II・III・IV)から 1 段階増えて、5 区分(加算 I・II・III・IV・V)になります。(図参照)
- ・区分ごとの加算率が変更されます。(表 参照)

算定要件等に関しては各保険者へお尋ね下さい。

	加算 I (新規) 月額 3 万 7 千円相当	加算 II (※旧加算 I) 月額 2 万 7 千円相当	加算 III (※旧加算 II) 月額 1 万 5 千円相当	加算 IV (※旧加算 III) 加算 III×0.9	加算 V (※旧加算 IV) 加算 III×0.8
算定要件	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II 及び キャリアパス要件 III + 職場環境等要件を満たす (H27.4 以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす (H27.4 以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 又は キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II + 職場環境等要件の いずれかを満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II + 職場環境等要件の いずれも満たさず

注 キャリアパス要件 I・・・職位、職責、職務内容等に応じた任用要件と資金体系を整備すること
 キャリアパス要件 II・・・資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 キャリアパス要件 III・・・経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する
仕組みを設けること
 職場環境等要件・・・賃金以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

図 処遇改善加算の新区分 (厚生労働省 HP 第 135 回社会保障審議会介護給付費分科会資料より)

表 平成 29 年 4 月以降の加算率

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算 (III) に より算出した 単位×0.9	加算 (III) に より算出した 単位×0.8
・訪問入浴	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・小規模多機能居宅介護 ・看護小規模多機能居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・短期入所療養介護 (老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・短期入所療養介護 (病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

※予防サービスも加算率は同じです。

《改定内容②》 介護予防ケアマネジメント費のサービスコードの設定について

(居宅支援事業所、地域包括支援センターのみ対象)

・市町村が独自にサービスコードや名称等を設定できるようになります(下図参照)。

平成 29 年 3 月までは国がサービスコードや名称を規定していましたが、平成 29 年 4 月以降は市町村が決定したサービスコード(市町村は下 4 桁を決定)・名称で運用することとなります。

既に総合事業を開始している市町村でも、4 月以降は新たにサービスコードが提示されることとなりますのでご注意ください。詳しくは、所管の市町村にご確認ください。

15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(平成27年4月1日～平成29年3月31日)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
AF 2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 430 単位	430	1月につき
AF 4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
AF 6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。



15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(平成29年4月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
AF 1001	}	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 430 単位		1月につき
		ロ 初回加算	300 単位加算		
AF 9999		ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位加算		

※網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。
また、合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。
なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせるといったことも可能とする。

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成 29 年 2 月 13 日事務連絡)より抜粋



楽すけの入力については裏面へ

【重要】《楽すけの入力について》

① 処遇改善加算の入力

平成 29 年 4 月以降の月間ケアプランを作成する際は、Ver11.4.0 に更新してから作成をお願いします。
既に 4 月以降の月間ケアプランを作成している状態で Ver11.4.0 に更新した場合は、法改定後の加算率で再計算されません。更新後に以下の操作が必要となりますので、ご確認ください。

A

H29.4 月以降の月間ケアプランが未作成の状態で、Ver11.4.0 の更新作業を行った事業所様

B

H29.4 月以降の月間ケアプランが作成された状態で Ver11.4.0 の更新作業を行った事業所様

月間ケアプラン作成方法とご注意点

1. 通常どおり、月間ケアプランを作成してください。

⚠ 「前回取得」で作成すると、自動的に法改定後の処遇改善加算の名称と加算率に替わります。

(例) 3 月に訪問介護処遇改善加算Ⅰ(加算率 4.0%)を登録している場合、4 月へ前回取得すると、訪問介護処遇改善加算Ⅱ(加算率 10.0%)に替わります。

(加算率と区分については表面をご確認ください。)

1. 月間ケアプランを修正します。

⚠ Ver11.4.0 に更新後、4 月以降に登録の処遇改善加算の名称は更新されていますが、

加算率は再計算されません。

再計算させるため、必ず処遇改善加算は削除して、入力し直してください。

<手順>

- ① 処遇改善加算の名称をクリックします。
- ② 月間ケアプラン左下の **削除** をクリックします。
- ③ ○ の空白をダブルクリックすると、サービス選択画面が表示されますので、処遇改善加算を入力し直します。

H29.4 月のケアプランから入力する処遇改善加算の名称が替わりますので、再入力の際はご注意ください。(表面の図参照)

利用サービス / 提供事業者			回
時間	サービス内容	サービス事業者	数
10:00	身体介護 2	にっぶくサービス事業所	4
11:00			0
①	訪問介護処遇改善加算Ⅱ	にっぶくサービス事業所	1
③	○		0

2. 「介護予防・日常生活支援総合事業について」

A2~A4 の訪問型サービス、A6~A8 の通所型サービスを登録している場合は、法改定に対応した単位数表マスタを市町村から入手し、楽すけに取込む必要があります。単位数表マスタの入手方法については、各市町村にご確認をお願い致します。

※楽すけへの取込み方法は、楽すけネットに掲載の「介護予防・日常生活支援総合事業マニュアル」をご確認ください。マニュアルは、Ver11.4.0CD 内の「説明書」という名前のフォルダからも確認いただけます。

② 介護予防ケアマネジメント費の入力

平成 29 年 4 月以降の月間ケアプランで、新しい介護予防ケアマネジメント費を登録するには、市町村が作成する単位数表マスタ(CSV 形式のファイル)を楽すけに取込む必要があります。単位数表マスタの入手方法につきましては、各市町村にご確認をお願いします。

※楽すけへの取込み方法は、楽すけネットに掲載の「介護予防・日常生活支援総合事業マニュアル」をご確認ください。マニュアルは、Ver11.4.0CD 内の「説明書」という名前のフォルダからも確認いただけます。